

外国人技能実習生の労災問題について

報告者： 色部 祐(働くもののいのちと健康を守る東京センター)

共同報告者： 本多 ミヨ子 (首都圏移住者ユニオン)

5月21日～22日、関西大学で「過労死防止学会無が開催されました。22日の第4分科会で以下の演題で報告の機会を得ました。このテーマは極めて情報不足であり、したがって不十分な報告ではあすが、問題の深刻さを考えるとやはり問題提起をすることの大切だとの思いに駆られての演題提出することとしました。以下、当日のレジュメ形式ではありますが報告いたします。

「はじめに」

現在通常国会で平成27年3月1日に国会に上程された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」(略称 技能実習生保護法)が審議されている。立法主旨は「外国人の技能実習における技能等の適正な習得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施するもの及び実施監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じる」となっている。法案が出された狙いははっきりしている。2014年7月、国連は日本政府に対して「技能実習制度の改善」を勧告し、改善のための報告を1年以内にあげるように要求した。日本政府は2015年8月までに報告をあげなければならなくなり、そこで出てきたのが上記法案である。

一方では我々は技能実習生に関する極めて深刻なデータに接している。別紙で示すように公益財団法人国際研修協力機構(略称 JITCO)が報告している2013年度及び2014年度「外国人技能実習生の死亡事故発生状況(詳細情報)」(以下 「詳細情報」)である。

一、「問題意識の設定と限定」

演者らは「詳細情報」の中で特に脳・心臓疾患(過労死)と思われる事案について着目し、技能実習生の労働環境・労働実態の把握、さらには技能実習制度そのものの問題点を検討し、過労死として労災認定をすべく今後の方向性について本学会に問題意識を提起したいと思う。もとより情報の圧倒的不足の中で極めて限定的な報告とならざるを得ない。

「詳細情報」の検討

1、2013年度(2013年4月～2014年3月)死亡事故から過労死と推定される事案

死亡年月	性別	年代	国籍	概略(入国後年月)
①13年4月	男	20代	ベトナム	発疹と発熱がみられたため病院の治療を受けたが改善しないため別の病院に入院したところ症状が悪化し死亡した(3か月)
④13年6月	女	10代	ベトナム	体調不良のため宿舎で休んでいたが、その日の夜体調が悪化し搬送先の病院で約13日後に死亡した(5か月)
⑦13年7月	男	30代	中国	宿舎の食堂で朝食中に倒れたため、救急搬送し緊急手術を行ったが、約4日後に病院で死亡(23か月)
⑧13年7月	男	20代	中国	工場現場で作業中に体調不良を訴え倒れたため、救急搬送したが数時間後病院で死亡(24か月)
⑨13年5月	男	20代	ベトナム	宿舎で就寝中、体調不良を訴え救急車で搬送されたが、その後も意識が戻らないまま約17日後に死亡した。(16か月)
⑬13年8月	男	20代	中国	出勤時刻に現れなかったため宿舎を確認したところ、浴室内に倒れていたが、既に死亡していた。(8か月)
⑭13年8月	男	20代	その他	草刈り作業を終了し事務所に戻る準備中、意識不明の状態で見倒れている姿を発見され、搬送先の病院で約9日後に死亡(1か月)
⑰13年10月	男	20代	タイ	自室に入ったまま声をかけても返事がないため、社長が鍵を開けて部屋に入ったところ、ベッドに仰向けの状態で死亡していた(27か月)
⑳13年11月	男	20代	中国	急激に咳込み意識がなかったため救急搬送したところ、病院で間もなく死亡(8か月)
㉒13年12月	男	30代	フィリピン	宿舎で就寝中の深夜、体調が急変しベッドから転げ落ち、搬送先の病院で間もなく死亡した(13か月)
㉔14年3月	男	20代	ベトナム	深夜本人の異変に気づき、同室の実習生が呼びかけたが返事がないため救急搬送したところ、病院で間もなく死亡が確認された(7か月)
㉗14年3月	女	20代	中国	外出先から自転車で帰宅途中、呼吸困難となり搬送先の病院で2日後に死亡した(18か月)

27件の死亡例のうち、演者が脳・心臓疾患(過労死)と推定したのは以上の12件である。

2、2014年度(2014年4月～2015年3月)死亡事故から過労死と推定される事案

②14年4月	男	20代	ベトナム	出勤時刻に現れなかったため宿舎を調べたところ倒れているのを発見、応答がなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(18か月)
③14年4月	男	20代	フィリピン	出勤時刻に現れなかったため宿舎を調べたところ倒れているのを発見、応答がなかったため病院に搬送したが、意識不明

- のまま死亡が確認(32 か月)
- ④14年4月 男 20代 ベトナム 出勤時刻に現れなかったため宿舎を調べたところ倒れているのを発見、応答がなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(26 か月)
- ⑦14年5月 男 20代 タイ 早朝、呼びかけに応答なく呼吸していなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(14 か月)
- ⑧14年6月 男 30代 ベトナム 宿舎で就寝中うめき声をあげ、呼びかけに応答しなかったため病院に搬送したが、意識不明のまま死亡が確認(5 か月)
- ⑩14年12月 男 20代 インドネシア 宿舎施設の部屋で左半身を横にしている状態で死亡しているのを発見(5 日)

34 死亡事例のうち、脳・心臓疾患(過労死)として推定したのは 6 件。この年はこの他に自殺者が多いのが目立つ。(8 件)

注: 1) 13 年は 2013 年、14 年は 2014 年を表す

2) 番号は「外国人技能実習生の死亡事故発生状況」の番号

二、「若干の考察」

1、死亡率の検討

JITCO の 2013 年度及び 2014 年度の「詳細報告」の中で演者が「過労死」と推定される事案をあげてみた。いずれも 20 代、30 代のまさに青年である。10 代の死亡例もあることに心痛む。過労自死と思われる事案もある。統計によると技能実習生の数は日本全国で約 14 万人と言われている。日本於ける脳・心臓疾患死亡については『国民衛生の動向 2015/2016』の「主要 4 死因の年齢階級別死亡率(10 万対)」以下に示す。

	「心疾患死亡率」	「脳血管疾患死亡率」	
15～19 歳	0.9	0.3	計 1.2
20～24	1.9	0.5	計 2.4
25～29	2.7	0.9	計 3.6
30～34	4.3	1.7	計 6.0
35～39	7.1	4.0	計 11.1

しかし死亡率の比較は慎重を要する。比較の条件や環境等がまったく異なる。例えば、日本人死亡者の中には子供のころから心臓疾患があり、治療を続けていたが 20 代で亡くなった数も当然含まれるが、しかし実習生は来日前に健康診断を受け健康だからこそ来日でき、病気があれば実習生にはなれない。その上、技能実習生は日本にいる期間は最長 3 年であり、健康な若者がたった 3 年の間に脳・心臓疾患で亡くなるという事態が毎年続くなどまさに異常なことであると思われる。

2、従事期間

2013 年度死亡例では平均 13 か月、2014 年度では㊟の 5 日間を除くと平均 19 か月となっている。

3、失踪者の推移

2013 年=3566 人= 2014 年=4847 人=2015 年=5904 人となっているが、年々増加傾向になっている。数字の背景にある実態こそ注目しなければならない。

三、「労働環境・労働条件の特徴」

比較的短い従事期間の中で、20 代を中心に過労死と思われる死亡例の実態、合わせて過労自死が疑われる例も後を絶たず、失踪者も増え続けているこの背景には何があるのか、以下いくつかの原因について挙げる。

- 1、過酷な労働－長時間労働
- 2、いじめ・嫌がらせの横行
- 3、居住環境の貧困
- 4、渡日にあたっての支度金借金の縛り
- 5、母国から、家族から離れ、言葉の弊害、生活環境の違う中でのストレス、孤立感 など

以上の背景を裏付ける資料

1)労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を行ったところ平成 25 年(2013 年)では監督指導実施事業場数の 2318 件うち 1844 件、実に 79.6%に何らかの労働基準関係法令違反が認められた。平成 26 年を見ると 3918 件のうち、2977 件-76.0%である。率は微減しているが違反件数は 1000 件以上も増えている。違反内容の内訳は平成 26 年で見ると、労働時間 1010 件(25.8%)、安全基準 919 件(23.5%)、割増賃金支払 698 件(17.8%)、賃金支払 487 件(12.4%)、労働条件明示 469 件(12.0%)、衛生基準 451 件(11.5%)、健康診断 400 件(10.2%)、寄宿舎の安全基準 103 件(2.6%)、最低賃金 79 件(2.0%)、寄宿舎の衛生基準 19 件(0.5%)となっている。(平成 26 年 9 月 30 日厚生労働省発表による)

同時に具体的事例も発表されているが過酷な実態に驚きを禁じ得ない。

2)過去、唯一の労災認定例から労働実態を探る

外国人研修問題弁護士連絡会の指宿昭一弁護士らの取り組み報告

2006.12.10 中国から J 氏技能実習生として来日。第一次受け入れ機関 S 協同組合を経て茨城県潮来市にある F 電化工業に就労

2008.6.6 午前 4 時ごろ、急性心機能不全で死亡 享年 31 歳

2010.11.19 鹿嶋労働基準監督署より過労死に基づく労災保険支給決定

1 年目から月 100 時間の時間外労働、2 年目からは月 150 時間の時間外労働、毎日 3～5

時間の時間外労働を強いられ、土曜日も平日と変わらない労働。日曜日も勤務することがあり、休日は月 2 日ぐらい。遺族から「死亡の原因を知りたい。受け入れ機関の説明は納得できない」と連絡を受けて調査開始。F 電化工業社長はタイムカードにより月 30 時間程度の時間外労働と主張。その後、J 氏の遺品の中からタイムカードのコピーを発見。JITCO 向けのタイムカードと二通りのタイムカードを作っていたことが判明。また遺族を説得して遺体の解剖を実施。その結果の書面を入手したことも認定に影響した。第二次受け入れ機関の S 電化工業は労働基準法違反で罰金 50 万円の略式命令を受けた。またその後、損害賠償請求を起こした結果、和解解決をした。（「研修生ネット通信 2011 春号より要約引用」

四、今後の取り組み方向について一試論

- 1、調査活動に関する関係者の連携の形成
- 2、技能実習生制度の廃止を含めたありかたの検討
- 3、遺族による労災保険遺族補償請求のための取り組み など

学会当日、以下の「資料」を添付した。

- 1) 「外国人技能実習生の死亡事故発生状況(詳細情報)」 2013 年度、2014 年度
- 2) 「外国人技能実習制度」とは
- 3) 「JITCO」とは

*報告者連絡先 TEL03-5976-3941 Fax03-5976-4950 E-mail Tokyo-inoken@grape.plala.or.jp